



2024年4月12日

各位

会社名 三井金属鉱業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 納 武士  
(コード番号：5706 東証プライム)  
お問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長  
落合 健司  
(TEL. 03-5437-8028)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年4月12日開催の取締役会において、2024年6月27日開催予定の第99期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という）に、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の目的

- 当社は、2024年1月22日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、経営に関する意思決定の迅速化を図るとともに、取締役会における審議事項を重点化して経営方針・経営戦略の策定などの議論をより充実させるとともに、取締役会の経営に対する監督機能の強化を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除を行うとともに、業務執行の決定の委任に関する規定の新設に関する規定の変更等を行うものであります。
- コーポレートガバナンス強化に向けた相談役・顧問制度見直しにより相談役制度を廃止することを機に、定款上の関連規定を削除するものであります。
- 上記に伴う条数の修正、その他文言の整理等の所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

次のとおりであります。（下線部は変更部分）

現行定款	変更案
(機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u>	(機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u>

<p>(3) 監査役会 (4) 会計監査人</p>	<p>&lt;削 除&gt; (3) 会計監査人</p>
<p>(株主名簿管理人) 第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第 10 条 [現行どおり] 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会より委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。 3 [現行どおり]</p>
<p>(株式取扱規則) 第 11 条 当社の株式に関する取扱い及びその手数料については法令又は定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則) 第 11 条 当社の株式に関する取扱い及びその手数料については法令又は定款のほか、取締役会又は取締役会より委任を受けた取締役の決定により定める株式取扱規則による。</p>
<p>第 4 章 取締役、取締役会及び執行役員  (員 数) 第 19 条 当社の取締役は、11 名以内とする。  &lt;新 設&gt;</p>	<p>第 4 章 取締役、取締役会、<u>監査等委員会</u>及び執行役員  (員 数) 第 19 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である者を除く</u>) は、11 名以内とする。 2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p>
<p>(選 任) 第 20 条 &lt;新 設&gt;  2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(選 任) 第 20 条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2 [現行どおり] 3 [現行どおり]</p>
<p>(任 期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p><u>(任 期)</u> 第 21 条 <u>取締役 (監査等委員である者を除く) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

<p>&lt;新 設&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>(補欠の監査等委員である取締役の予選決議の有効期間)</u></p> <p><u>第 22 条 補欠の監査等委員である取締役の選任にかかる決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p>(役付取締役)</p> <p>第 22 条 当会社には、社長1名を置く。必要に応じ、取締役会長1名並びに副社長、専務取締役及び常務取締役各々若干名を置くことができる。</p> <p>2 取締役会長、社長、副社長、専務取締役及び常務取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第 23 条 [現行どおり]</p> <p>2 取締役会長、社長、副社長、専務取締役及び常務取締役は、<u>取締役(監査等委員である者を除く)の中から</u>取締役会の決議によって選定する。</p>
<p>(代表取締役)</p> <p>第 23 条 代表取締役は、取締役会長、社長、副社長、専務取締役及び常務取締役のうちから、取締役会の決議によって選定する。</p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第 24 条 [現行どおり]</p>
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の2日前までに発する。</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の2日前までに発する。</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 [現行どおり]</p>
<p>&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>(監査等委員会の招集)</u></p> <p><u>第 27 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に對し、会日の2日前までに発する。</u></p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 26 条 当会社は、取締役(取締役であった者</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 [現行どおり]</p>

<p>を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>2 [現行どおり]</p>
<p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)  <u>第29条</u> 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(執行役員)  <u>第27条</u> 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を執行させることができる。</p>	<p>(執行役員)  <u>第30条</u> [現行どおり]</p>
<p><u>第5章 監査役及び監査役会</u>  <u>(員 数)</u>  <u>第28条</u> 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p>
<p><u>(選 任)</u>  <u>第29条</u> 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p><u>(任 期)</u>  <u>第30条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p>
<p><u>(監査役会の招集)</u>  <u>第31条</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の2日前までに発する。</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u>  <u>第32条</u> 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につ</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>

<p>き、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p>第 6 章 相談役及び顧問 (相談役及び顧問)</p> <p>第 33 条 当社には、取締役会の決議によって、相談役及び顧問各若干名を置くことができる。</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p>
<p>第 7 章 計 算 (事業年度)</p> <p>第 34 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</p>	<p>第 5 章 計 算 (事業年度)</p> <p>第 31 条 [現行どおり]</p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 35 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 32 条 [現行どおり]</p>
<p>(中間配当)</p> <p>第 36 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として、中間配当をすることができる。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第 33 条 [現行どおり]</p>
<p>(配当の除斥期間)</p> <p>第 37 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>(配当の除斥期間)</p> <p>第 34 条 [現行どおり]</p>
<p>&lt;新 設&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1 当社は、2024 年 6 月 27 日開催の第 99 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2 2024 年 6 月 27 日開催の第 99 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責</p>

	<u>任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 32 条第 2 項の定めるところによる。</u>
--	--

### 3. 定款一部変更の条件

本定時株主総会において、上記 2. 記載の定款一部変更にかかる議案が原案通り可決された後、本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### 4. 主要日程

- ・ 2024 年 6 月 27 日（予定） 定款変更のための株主総会開催日
- ・ 2024 年 6 月 27 日（予定） 定款変更の効力発生日

以上